

## 平成18年度税制改正の概要

租税収入は、バブル期をピークに、その後長期低落の傾向にあった。平成18年度の国の一般会計の租税・印紙収入の総額は、45兆8,780億円で、前年度当初比1兆8,710億円(4.3%)増であるが、ピーク時の平成2年度に比べ約14.2兆円少ない。 図表1

その原因は、長く続いた我が国の経済活動の落ち込みによるものであるが、それに伴い、景気対策等の観点から、所得税、法人税の減税等を行ってきたことにもよる。 図表2

こうした中で、平成18年度は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとともに、定率減税を廃止し、併せて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税・たばこ税等について、以下のような所要の措置を講ずることとしている。

### 個人所得課税

いわゆる三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲が行われることになっており、各階層にわたり負担の増減がないように所得税の税率構造を4段階から6段階に改めるとともに、個人住民税は、一律10%として調整する。 図表3、4

三位一体改革は、「地方にできることは地方に」の方針により、平成18年度までに4兆円規模の国庫補助負担金の削減等が進められてきた。これに対し、17年11月30日の政府・与党協議会を踏まえ、これまでの移譲分(2兆3,988億円)に加え、新たに6,106億円の税源移譲を行い、合計で3兆0,094億円となる。この移譲は所得税から個人住民税への恒久措置として行うものであるが、平成18年度においては、暫定的措置として、所得譲与税により税源移譲を行う(18年度譲与総額3兆94億円。うち都道府県分2兆1,794億円、市町村分8,300億円)。

個人所得課税の定率減税(所得税額の10% = 限度額12.5万円、個人住民税所得割の7.5% = 限度額2万円)は、平成18年分をもって廃止する。

定率減税は、平成11年度税制改正において、当時の「著しく停滞した経済活動の回復に資する」ため、個人所得課税の抜本的見直しまでの間の特例

措置として実施されたものである。所得税の税額の 20 %、個人住民税の所得割額の 15 %相当額が控除（所得税 25 万円、住民税 4 万円が限度）されていた。導入当時と比べ景気が好転していることなどから、平成 17 年度改正の際に半分に縮減されていた。

しかし、廃止となっても実施までのタイムラグが長い（18 年度の改正分は、所得税が 19 年 1 月から、住民税が同年 6 月徴収分から）ことから、与党税制改正大綱(17.12.15)では、「今後の景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々を経済状況に機動的・弾力的に対応する。」こととしている。橋本内閣時の平成 9 年度において、消費税率の引上げや特別減税の縮減等が行われた直後にアジア通貨危機、国内金融機関の破綻があり、景気が急速にしぼんでいった経験を踏まえたものである。

なお、特例措置の廃止という形ではあるが、現状に比べ負担増が伴うこととなる。例えば、夫婦子 2 人の世帯（妻は専業主婦）で見ると、年収 700 万円では、所得税と個人住民税を合わせて 8 万 2,000 円の負担軽減となっていたが、前回改正で 4 万 1,000 円増となっており、今回さらに残る 4 万 1,000 円の負担増となる。 図表 5

## 法人関連税制

我が国産業の国際競争力強化と「科学技術創造立国」を目指す上で、民間企業の一層の研究開発投資へのインセンティブを高めるため、研究開発費の総額に係る税額控除制度と試験研究費の増加額に係る税額控除制度を統合するとともに、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、比較試験研究費を上回る部分の特別税額控除割合に 5 %を上乗せする。 図表 6

情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、情報基盤強化税制として、産業競争力の向上に資する設備等で情報基盤の強化を促すものの取得等をした場合に、基準取得価額の 50 %相当額の特別償却と 10 %相当額の特別税額控除を選択適用できる制度を創設する。 図表 7

中小企業投資促進税制について、対象資産に一定のソフトウェア等を加えると同時に、適用期限を 2 年延長する（税額控除 7 %、特別償却 30 %）。

図表 8

資本金 1 億円以下の企業に限って認められている交際費等の損金算入の特例を 2 年間延長するとともに、損金不算入となる交際費の範囲から 1 人当たり 5,000 円以下の飲食費を除外する。

交際費の範囲については、政令や通達等で定められているが、従来、会議費等の隣接費用との区分が不明確とされてきた。実務的には、1 人当たり 3,000 円が交際費と会議費等との区分の目安とされているが、今回交際費とは別に 1 人当たり 5,000 円以下の飲食費（役職員間の飲食費を除く）について損金に算入できることとする。

同族会社の留保金課税制度について、同族要件を大幅に緩和し、留保控除額を引き上げる等抜本的な見直しを行う。 図表 9

## 土地・住宅税制

土地の売買等に係る登録免許税について、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの時限措置として、土地の売買による所有権の移転登記及び土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の税率を本則の 2 分の 1 に軽減する。 図表 10

既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度を創設する（費用の 10 % 相当額、限度額 20 万円）。 図表 11

本制度は、新潟県中越地震をはじめ震災が相次いでいることから設けられるもので、平成 18 年 4 月 1 日から 20 年 12 月 31 日までの間に、耐震改修促進計画等に定められた一定の区域内の、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた建物（建築基準法に基づく現行の耐震基準前の建物）を対象とする。

なお、地方税独自の制度として耐震改修促進税制（固定資産税）を創設（税額の 2 分の 1 減額）する。

贈与者（親）から住宅の取得または増改築のための金銭の贈与を受けた場合、通常の特例控除額 2,500 万円に住宅取得特別控除額 1,000 万円を上乗せする住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を 2 年延長する。

## 国際課税

国際的な投資交流の促進、租税回避の防止（非永住者制度の適正化など  
図表12）のための措置を講ずるとともに、租税条約の規定に基づく情報収集  
制度を拡充する。

## 酒税・たばこ税

酒類の分類は、現行の酒類の区分（10種類）の簡素化を図り、「発泡性酒  
類」、「醸造酒類」、「蒸留酒類」、「混成酒類」の4種類に大括りするととも  
に、税率の簡素化を図る（平成18年5月1日から適用）。 図表13

酒税については、発泡酒やいわゆる「第3のビール」に代表されるように、  
伝統的製法によらない製品開発が進められ、税率の低さから出荷を伸ばして  
きた。特に平成6年度以降は、酒類全体の課税数量がほぼ横ばいであるにも  
関わらず、同税の課税額は減収傾向を示していた。

たばこ税の税率を1本当たり0.426円（国・地方合わせて0.852円）引き  
上げる（平成18年7月1日から適用）。

今回のたばこ税の引き上げについては、児童手当拡充の財源と見られてい  
るが、かねてよりたばこが健康に害を及ぼす可能性が大きいとされ、喫煙者  
を減少させるための誘導手段として、たばこ税の大幅引き上げの必要性が言  
われていた。平成14年の中期税制答申では、「欧米主要国においては、近年、  
たばこの税負担が引き上げられてきている。たばこの税負担のあり方につい  
ては、小売価格に占める税負担割合の状況、消費動向、諸外国の動向、財政  
状況などを総合的に勘案し、今後、税率引上げの是非を検討していく。」（「あ  
るべき税制の構築に向けた基本方針」14.6.14 政府税調）としていた。

図表14、15

## 社会経済情勢の変化への対応

損害保険料控除を改組し、地震保険契約の保険料等の全額を総所得金額等  
から控除（最高5万円）する地震保険料控除を創設する。

寄付金控除の適用下限額を5千円（現行1万円）に引き下げる。

所得税等の申告書に係る公示制度を廃止する。

給与の源泉徴収票等の電子交付を可能にする。

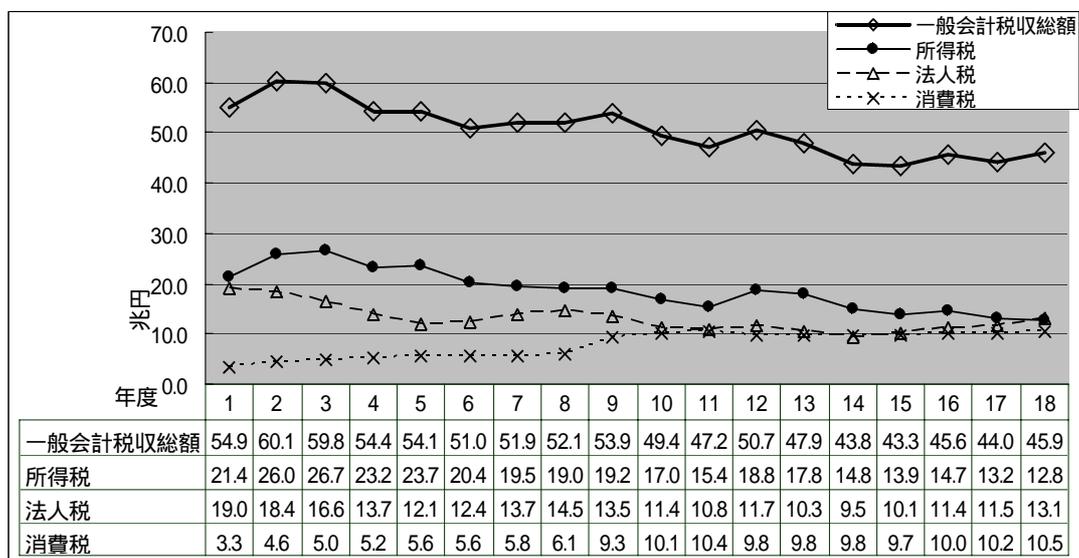
新たな会社法の制定に伴い、所要の整備を行う。

#### その他

相続税の物納制度について、許可基準及び手続の明確化、審査期間の法定等の措置を講ずる。

円滑な申告納税のための環境を改善するため、所要の見直しを行う。

図表1 税収額の推移



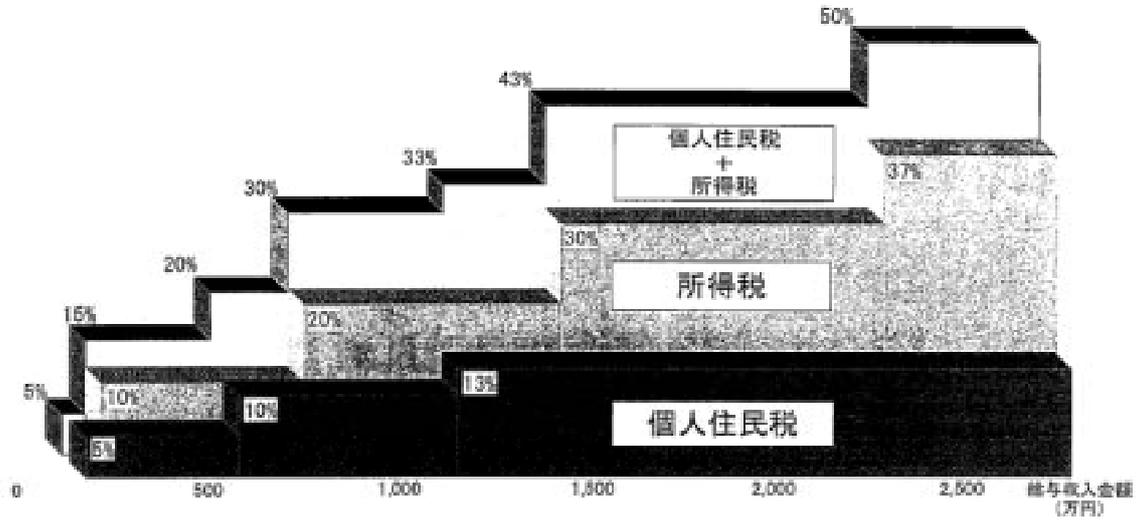
(備考) 16年度までは決算、17年度、18年度は当初予算  
 (出典) 政府税調資料より作成

図表2 近年の税制改正の流れ

平成元年度	個別間接税の整理合理化を行い、消費税の創設（税率3%）を行うなど、抜本的税制改革が行われた。
平成6年度	景気対策の観点から、単年度の措置として、所得税額から20%（住民税も20%）を控除する定率減税が行われた。
平成7年度	所得税（税率構造の累進緩和、基礎控除・配偶者控除等の人的控除の引上げ、給与所得控除の引上げ等）の制度減税が行われた。 また、景気対策の観点からいわゆる二階建て減税として、所得税額から15%（住民税も15%）を控除する、単年度の定率減税が行われた。
平成8年度	引き続き単年度の措置として、所得税額から15%（住民税も15%）を控除する定率減税が行われた。
平成9年度	消費税等の改正（消費税率の引上げ：3%→4%、地方消費税（1%）の創設、中小事業者に対する特例措置の見直し）が行われた。
平成10年度	定額減税（本人1万8,000円、配偶者等9,000円）が行われることとなったが、さらに、年度途中に減税額を積み増した（本人2万円、配偶者等1万円）。
平成11年度	恒久的な減税として、所得税の最高税率の引下げ（50%→37%）（個人住民税も15%→13%）、法人税の税率引下げ（34.5%→30%）（法人事業税も11%→9.6%）が行われた。 また、11年度以降、所得税額から20%（住民税は15%）を控除する恒久的定率減税を行うこととなった。既に17年度改正で率が半減されている。

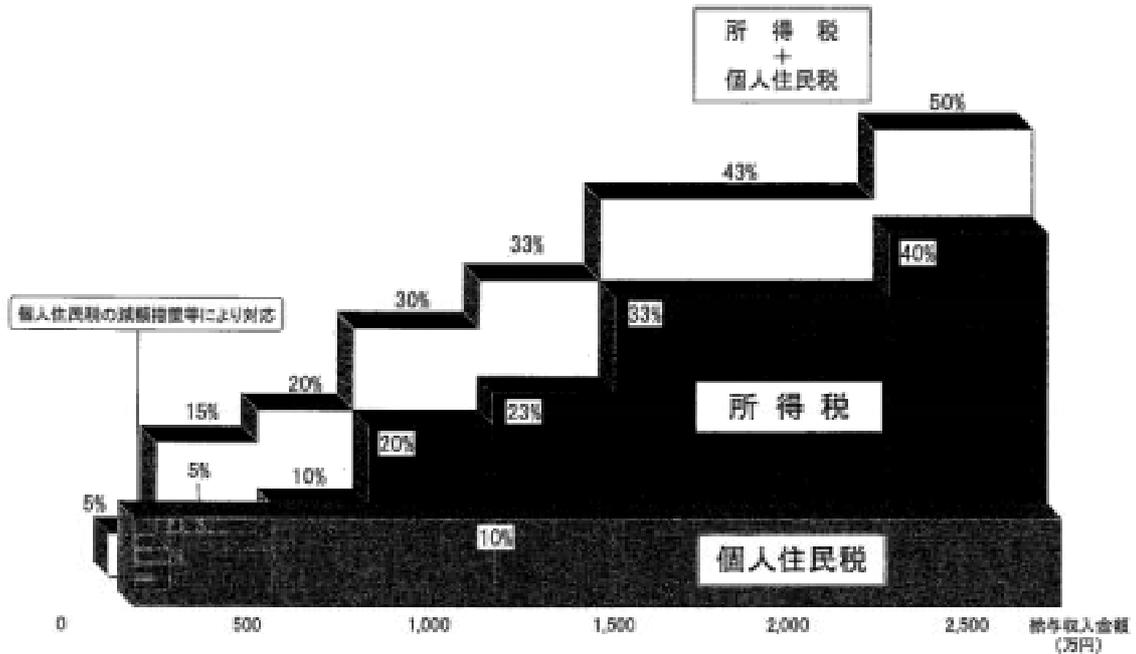
図表3 三位一体改革に伴う税源移譲

所得税・個人住民税の税率構造（現行）



(注) 給与収入金額は、夫婦2人（このうち1人は特定扶養親族）の場合である。

所得税・個人住民税の税率構造（改正後）

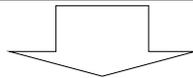


(出典) 政府税調資料

図表4 税源移譲

【現行】

所得税		個人住民税	
課税所得	税率	課税所得	標準税率
～ 330万円	10%	～ 200万円	5%
330万円 ～ 900万円	20%	200万円 ～ 700万円	10%
900万円 ～ 1,800万円	30%	700万円 ～	13%
1,800万円 ～	37%		



【改正後】

所得税		個人住民税	
課税所得	税率	課税所得	標準税率
～ 195万円	5%	一律	10%
195万円 ～ 330万円	10%		
330万円 ～ 695万円	20%		
695万円 ～ 900万円	23%		
900万円 ～ 1,800万円	33%		
1,800万円 ～	40%	※ 減額措置 全世帯において人的控除の 差を考慮した減額措置を実施	

(注) 所得税については平成19年分から、個人住民税については平成19年度分から適用する。

(出典) 政府税調資料より作成

図表5 定率減税の廃止による所得税・個人住民税の負担額の変化

(年額ベース)

(単位: 万円)

給与収入	夫婦子2人			独身		
	減税なし (a)	減税あり (b)	(a)-(b)	減税なし (c)	減税あり (d)	(c)-(d)
300万円	0.9	0.8	0.07	18.9	17.1	1.7
500万円	19.5	17.7	1.8	42.1	38.3	3.8
700万円	45.9	41.8	4.1	78.1	71.4	6.7
1,000万円	113.0	104.1	8.9	151.9	140.2	11.7
1,500万円	264.8	250.3	14.5	320.9	306.4	14.5

(注) 1.夫婦子2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。

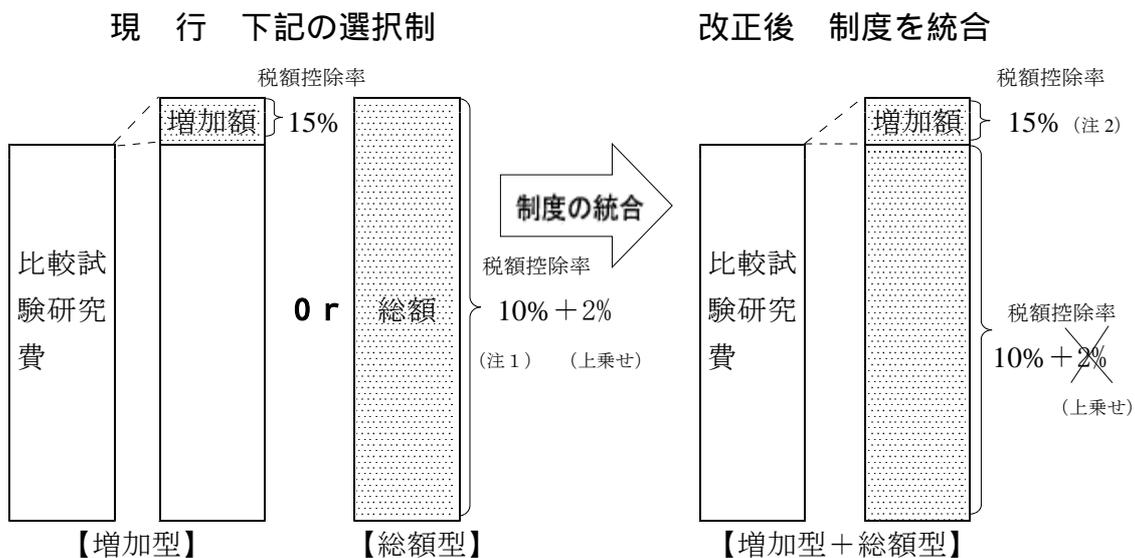
2.夫婦子2人の場合は、給与所得者が1人の場合の負担額である。

3.一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

4.定率減税額は、所得税額の10% (12.5万円を限度)、個人住民税所得割額の7.5% (2万円を限度) として計算している。

(出典) 政府税調資料より作成

図表6 研究開発税制の見直し



(注1) 総額型の控除率は、売上高に占める試験研究費の割合に応じて8～10%（中小企業者等については12%）となる。

(注2) 増加額については、総額型の控除率に5%上乗せすることになる。即ち、増加額については、大企業は13～15%、中小企業者等は17%の控除率となる。（2年間（平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間）の時限措置）

(出典) 政府税調資料より作成

図表7 情報基盤強化税制の概要

情報基盤強化税制の仕組み



○ 対象設備

ISO15408認証（セキュリティ対応）を受けた次のソフトウェア等の年間投資額の合計が1億円以上（資本金1億円以下の法人については、300万円以上<sup>\*</sup>、資本金1億円超10億円以下の法人については3,000万円以上）の場合のこれらの機器

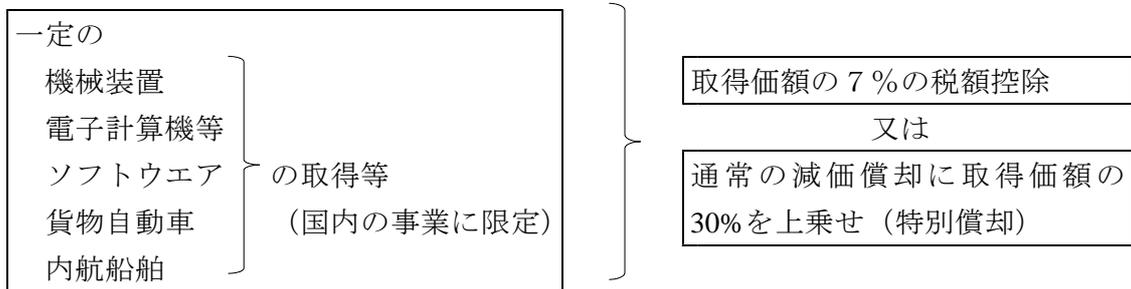
- ・OS（これと同時に設置されるサーバーを含む。）
- ・データベース管理ソフトウェア（これと同時に設置されるアプリケーションソフトウェアを含む。）
- ・ファイアウォール（組織内のコンピュータネットワークへ外部から侵入されることを防ぐシステムをいう。）

※ リースの場合は、リース費用の総額が420万円以上

○ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等をする対象設備について適用

(出典) 政府税調資料より作成

図表8 中小企業投資促進税制の見直し



中小企業投資促進税制の改正後の仕組み

中小企業者等が、一定の機械等の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却との選択適用(一定の要件を満たすリース契約により賃借するリース資産についても税額控除を適用)が認められる。

- 対象設備
  - ① 機械装置
  - ② 電子計算機、デジタル複合機及びソフトウェア
  - ③ 貨物自動車(車両総重量3.5トン以上のもの)
  - ④ 内航船舶
- 平成10年6月1日から平成20年3月31日までの間に取得等をする対象設備について適用

(出典) 政府税調資料より作成

図表9 同族会社の留保金課税制度の見直し

【現行制度】

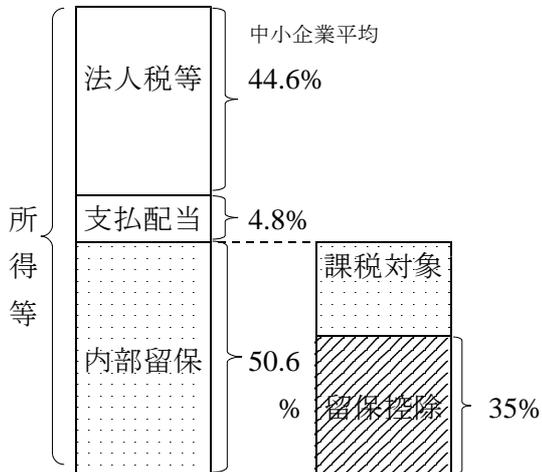
対象法人：同族関係者3グループで株式等50%超保有

留保控除（以下の最も多い額）

- ①所得基準：所得等×35%
- ②定額基準：1,500万円
- ③積立金基準：資本金×25%－利益積立金

不適用措置

- ①設立後10年以内の中小企業者
- ②中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業
- ③自己資本比率50%以下の中小法人



【改正後】

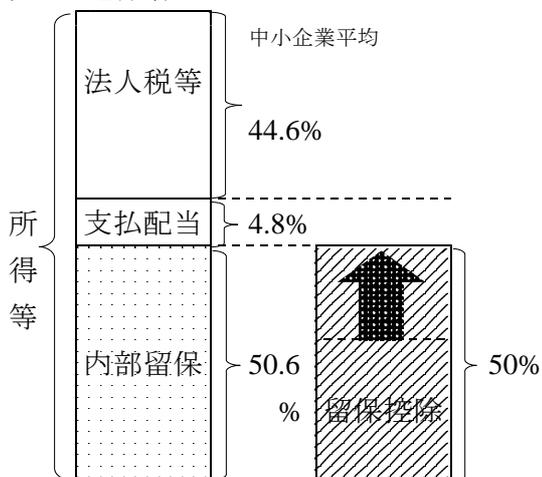
対象法人：同族関係者1グループで株式等50%超保有

留保控除（以下の最も多い額）

- ①所得基準：所得等×50%  
(大企業は所得等×40%)
- ②定額基準：2,000万円
- ③積立金基準：(変更なし)
- ④自己資本比率基準：自己資本比率30%到達までの額（中小法人のみ）

不適用措置

- ①中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業



※税額＝〔所得等－（法人税等＋支払配当）－留保控除〕×税率（10～20%）

（出典）経済産業省資料より作成

図表10 土地の売買等に係る登録免許税の特例

登記の種類・原因（主なもの）	本 則	特 例 (H18.4.1 ~ 20.3.31)
所有権の保存	0.4 %	
所有権の移転	相続、合併	
	売 買	1.0%
	土 地 建 物	2.0%
	その他	
地上権等の設定	1.0%	
所有権の信託	土 地	0.2%
	建 物	0.4%

(注) 不動産登記に係る登録免許税の特例（税率を本則の2分の1に軽減）は、適用期限の到来をもって廃止。

(出典) 政府税調資料より作成

図表11 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設

(平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの措置)

地方公共団体〔以下の計画の区域〕
① 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の地域住宅計画（住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものに限る。）
② 建築物の耐震改修の促進に関する法律の耐震改修促進計画（住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものに限る。）
③ 住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた住宅につき、住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものをいう。）



(出典) 政府税調資料より作成

**図表12 非永住者制度の適正化**

〔現行制度の概要〕	
非永住者制度の対象者は、居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて5年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人とされている。	
〔改正後〕	
非永住者制度の対象者を、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年間のうち5年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人とする。	

(参考) 現行の納税者の区分と課税所得の範囲

納税者の区分		課税所得の範囲
居住者	○国内に住所を有する個人	○すべての所得（全世界所得）
	○現在まで引き続き1年以上居所を有する個人	
非永住者	○国内に永住する意思(注)がなく、かつ、現在まで引き続いて5年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人	○国内源泉所得 ○国外源泉所得（国内払い・国内送金分に限る）
非居住者	○居住者以外の個人	○国内源泉所得のみ

(注) 日本の国籍を有しない者は、国内に永住する意思がないものと推定される。

(出典) 政府税調資料より作成

**図表13 酒税の見直し**

分類	該当する酒類	アルコール分	10当たり税率	1度当たり加算額	
発泡性酒類	ビール <b>【基本税率】</b>	20度未満	220円	—	
	発泡酒 (麦芽比率25～50%)	10度未満	178円	—	
	発泡酒 (麦芽比率25%未満)	"	134円	—	
	その他の発泡性酒類 (ホップ等を原料としたもの(一定のものを除く)を除く)	"	80円	—	
醸造酒類	清酒	22度未満	120円	—	
	果実酒	—	80円	—	
	その他の醸造酒 <b>【基本税率】</b>	20度未満	140円	—	
蒸留酒類	しょうちゅう <b>【基本税率】</b>	20度	200円	10円	
	ウイスキー	}	37度	10円	
	ブランデー				
	スピリッツ				
混成酒類	リキュール	}	12度	120円	10円
	甘味果実酒				
	合成清酒	—	100円	—	
	みりん	—	20円	—	
	粉末酒	—	390円	—	
	雑酒 <b>【基本税率】</b>	20度	220円	11円	

(出典) 政府税調資料より作成

図表14 主要諸外国のたばこ税の概要 (平成17年1月現在)

区分	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
税目	たばこ税	たばこ税	たばこ税	たばこ消費税
課税主体	連邦、州（及び一部の市）	国	連邦	国
納税義務者（国税）	製造者又は輸入者	製造者又は輸入者	製造者又は輸入者	製造者又は輸入者
主な税率（国税）	紙巻たばこ 1,000本につき ・3ポンド以下の場合 19.5ドル ・3ポンドを超える場合 40.95ドル (注) 上記連邦税のほか、州税等が課される。	紙巻たばこ (イ) 従価税の税率 小売価格の22% (ロ) 従量税の税率 1,000本につき 99.80ポンド (イ)と(ロ)の併課	紙巻たばこ (イ) 従価税の税率 小売価格の24.82% (ロ) 従量税の税率 1本につき 7.56ユーロセント (イ)と(ロ)の併課	従価税と従量税の併課 実際には、最も需要の多い価格帯のたばこについては、たばこ消費税の総額は以下の標準税率を用いて計算される。 (例) 紙巻たばこ 小売価格の64.00%

(出典) 財務省ホームページ

図表15 たばこ税等の税率

(改正前)

種類	区分	国のたばこ税	地方のたばこ税			小計	たばこ特別税	合計
			道府県	市町村	計			
紙巻たばこ	}	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)
パイプたばこ								
葉巻たばこ								
刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこ								
旧3級品の紙巻たばこ		1,484	461	1,412	1,873	3,357	389	3,746
平成17年度予算・地方財政計画額		(億円) 8,620	(億円) 2,682	(億円) 8,240	(億円) 10,922	(億円) (19,542)	(億円) 2,262	(億円) (21,804)



(改正後)

種類	区分	国のたばこ税	地方のたばこ税			小計	たばこ特別税	合計
			道府県	市町村	計			
紙巻たばこ	}	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)
パイプたばこ								
葉巻たばこ								
刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこ								
旧3級品の紙巻たばこ		1,686	511	1,564	2,075	3,764	389	4,150
平成18年度予算・地方財政計画額		(億円) 9,400	(億円) 2,848	(億円) 8,750	(億円) 11,598	(億円) 20,998	(億円) 2,237	(億円) 23,235

(注) 旧3級品の紙巻きたばことは、専売納付金制度下において3級品とされていたエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、パイオレット及びウルマの6銘柄をいう。

(出典) 政府税調資料より作成